

採石業労働災害防止規程

目 次

- 第1章 総 則（第1条－第3条）
- 第2章 安全衛生管理体制（第4条・第4条の2）
- 第3章 労働安全衛生マネジメントシステム等（第5条・第6条）
- 第4章 安全衛生教育等
 - 第1節 安全衛生教育（第7条・第8条）
 - 第2節 採石業に係る業務の就業制限（第9条）
- 第5章 健康の保持増進のための措置（第10条－第18条）
- 第6章 快適な職場環境の形成のための措置（第19条）
- 第7章 採石業における労働災害の防止
 - 第1節 調査、採石作業計画等（第20条－第26条）
 - 第2節 地山の崩壊等による危険の防止（第27条－第33条）
 - 第3節 コンベヤーによる危険の防止（第34条）
 - 第4節 転倒・転落等の防止（第35条－第43条）
 - 第5節 挟まれ・巻き込まれ等の防止（第44条－第48条）
 - 第6節 車両系建設機械による危険の防止（第49条－第68条）
 - 第7節 車両系荷役運搬機械等による危険の防止（第69条－第88条）
 - 第8節 電気による危険の防止（第89条－第98条）
 - 第9節 発破作業に係る危険の防止（第99条－第103条）
 - 第10節 火気等の管理（第104条－第107条）
 - 第11節 交通労働災害の防止（第108条・第109条）
 - 第12節 健康障害の防止（第110条－第117条）
- 第8章 環境保全及び公害防止（第118条・第119条）
- 第9章 労働災害の報告（第120条）
- 第10章 実施を確保するための措置（第121条・第122条）
- 附 則

凡例

- 法・・・労働安全衛生法
- 令・・・労働安全衛生法施行令
- 則・・・労働安全衛生規則
- 粉じん則・・・粉じん障害防止規則
- 火取則・・・火薬類取締法施行規則
- 鉱則・・・鉱山保安規則
- 採石則・・・採石法施行規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、鉱業のうち採石業に係る労働災害の防止に関し、鉱業労働災害防止協会（以下「協会」という。）の会員及び協会が守らなければならない事項を定めることにより、採石業の労働災害の防止、職場環境の改善、労働者の健康の保持増進等に寄与することを目的とする。

*目的 法1、労働災害防止団体会法1

(適用範囲)

第2条 この規程は、協会の会員のうち採石業者及び採石業の団体（以下単に「会員」という。）及び協会に適用する。

*適用範囲に関する事項 労働災害防止団体会法37

(順守義務)

第3条 会員及び協会は、この規程を守らなければならない。

*会員の遵守義務等 労働災害防止団体会法41

第2章 安全衛生管理体制

(安全衛生管理体制)

第4条 会員は、当該事業場の規模に応じて、法令の定めるところにより、次の各号に掲げる安全衛生管理体制を整備しなければならない。

- (1) 常時50人以上の労働者を使用する事業場においては安全管理者及び衛生管理者を、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては安全衛生推進者を選任すること。
- (2) 常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、産業医を選任すること。なお、常時50人未満の労働者を使用する事業場においては、地域産業保健センター事業の利用等に努めること。
- (3) 採石のための掘削作業主任者を選任すること。
- (4) 採石法に規定する採石業務管理者を選任すること。
- (5) 常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会を設け、安全及び衛生に関する事項を調査審議させ、会員に対し意見を述べさせること。なお、常時50人未満の労働者を使用する事業場においても、同様の委員会を設けるよう努めること。

*安全管理者の選任、資格及び権限 法11、令3、則4～6

*衛生管理者の選任、資格及び権限 法12、令4、則7、10、11

*安全衛生推進者の選任、資格等 法12の2、則12の2～12の4

*産業医の選任及び権限 法13、令5、則13、15、15の2

*採石のための掘削作業主任者の選任 法14、令6、則403

*採石業務管理者 採石法32の2、32の12

*安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会の設置及び調査審議事項等 法17～19、令8～9、則
21～23の2

(安全管理者等の職務)

第4条の2 会員は、前条の規定により選任する次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に定める職務を行わせなければならない。

(1) 安全管理者

次のイからへまでに掲げる業務の技術的事項を管理すること。

- イ 労働者の危険を防止するための措置に関すること。
- ロ 労働者の安全のための教育の実施に関すること。
- ハ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- ニ 安全に関する方針の表明に関すること。
- ホ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- へ 安全に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。

(2) 衛生管理者

次のイからトまでに掲げる業務の技術的事項を管理すること。

- イ 労働者の健康障害を防止するための措置に関すること。
- ロ 労働者の衛生のための教育の実施に関すること。
- ハ 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- ニ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- ホ 衛生に関する方針の表明に関すること。
- へ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- ト 衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。

(3) 安全衛生推進者

次のイからヌまでに掲げる事項を担当すること。

- イ 施設、設備等（安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む。）の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。
- ロ 作業環境の点検（作業環境測定を含む。）及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。
- ハ 健康診断及び健康の保持増進のための措置に関すること。
- ニ 安全衛生教育に関すること。
- ホ 異常な事態における応急措置に関すること。
- へ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- ト 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- チ 安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計の作成に関すること。
- リ 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- ヌ 関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関すること。

(4) 産業医

次のイからトまでに掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とするものを行うこと。

- イ 健康診断及び面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。

- ロ 作業環境の維持管理に関すること。
 - ハ 作業の管理に関すること。
 - ニ イからハマまでに掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること。
 - ホ 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
 - へ 衛生教育に関すること。
 - ト 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
- (5) 採石のための掘削作業主任者
- 次のイからニまでに掲げる事項を行うこと。
- イ 作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。
 - ロ 材料の欠点の有無並びに器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。
 - ハ 安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。
 - ニ 退避の方法を、あらかじめ指示すること。
- (6) 採石業務管理者
- 次のイからホまでに掲げる事項を行うこと。
- イ 採取計画の作成及び変更に参加すること。
 - ロ 岩石採取場において、認可採取計画に従って岩石の採取及び災害の防止が行われるよう監督すること。
 - ハ 岩石の採取に従事する者に対する岩石の採取に伴う災害の防止に関する教育の計画の立案若しくは実施又はその監督を行うこと。
 - ニ 採石法第34条の2の帳簿の記載及び同法第42条第1項の報告について監督すること。
 - ホ 岩石の採取に伴う災害が発生した場合に、その原因を調査し、及びその対策を講ずること。
- *安全管理者の職務 法11
 - *衛生管理者の職務 法12
 - *安全衛生推進者の職務等 法12の2、昭63.9.16基発第602号
 - *産業医の職務 法13、則14
 - *採石のための掘削作業主任者の職務 法14、則404
 - *採石業務管理者の職務等 採石法32の12、採石則8の6

第3章 労働安全衛生マネジメントシステム等

(危険予知活動等)

第5条 会員は、危険予知訓練（KYT）、危険予知活動（KYK）等の自主的な労働災害防止活動の実施に努めることとする。

(労働安全衛生マネジメントシステム)

第6条 会員は、前条に規定するもののほか、事業場における安全衛生水準の向上を図るため、労働安全衛生マネジメントシステムの導入、リスクアセスメントの実施等により、組織的かつ継続的に事業場における危険性又は有害性等の低減を図るよう努めることと

する。

- *労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平18. 3. 10 告示113）
- *事業者の行うべき調査等 法28の2
- *危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平18. 3. 10 告示1）
- *化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平18. 3. 30 公示2）
- *機械の包括的な安全基準に関する指針について（平19. 7. 31 基発0731001）

第4章 安全衛生教育等

第1節 安全衛生教育

（安全衛生教育の種類）

第7条 会員は、次に掲げるものその他の法令及び通達に規定されている安全衛生教育を行わなければならない。

- （1）雇入れ時の教育
- （2）作業変更時の教育
- （3）危険有害業務従事者への特別教育

- *安全衛生教育 法59
- *雇入れ時等の教育 則35
- *特別教育を必要とする業務 則36
- *安全衛生教育の推進について（平3. 1. 21 基発39、平9. 2. 3 基発66）
- *危険有害業務に就いている者に対する安全衛生教育指針（平8. 12. 4 公示4）
- *安全管理者能力向上教育（初任時）（平4. 6. 1 基発319）
- *安全管理者能力向上教育（定期又は随時）（平11. 9. 17 基発555）
- *労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針（平6. 7. 6 公示4）

（自主的な安全衛生活動に関する教育）

第8条 会員は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、労働者に対して次の各号に掲げる職場の自主的な安全衛生活動を促進する教育、研修等を行い、又はこれを受ける機会を与えるように努めるものとする。

- （1）安全衛生推進者の能力の向上に関する教育
- （2）労働安全衛生マネジメントシステムに関する研修
- （3）危険予知訓練（KYT）、危険予知活動（KYK）に関する研修
- （4）リスクアセスメントに関する研修
- （5）職長教育

- *安全衛生推進者の能力の向上に関する教育 法19の2
- *労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平18. 3. 10 告示113）
- *危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平18. 3. 10 告示1）
- *職長教育 法60、令19

第2節 採石業に係る業務の就業制限

(就業制限についての資格)

第9条 会員は、法令で定める業務については、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

なお、採石業と関連の深い業務の区分と、当該業務に就くことができる者は、次の表のとおりである。

業務の区分	業務に就くことができる者
発破の場合におけるせん孔、装てん、結線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理の業務	1 発破技士免許を受けた者 2 火薬類取締法による火薬類取扱保安責任者免状を有する者 3 法令に規定する保安技術職員試験合格者
制限荷重が5トン以上の揚貨装置の運転の業務	揚貨装置運転士免許を受けた者
つり上げ荷重が5トン以上のクレーン（跨線テルハを除く。）の運転の業務	1 クレーン運転士免許を受けた者 2 床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者（左記の業務のうち、床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンの運転の業務に限る。）
つり上げ荷重が5トン以上の移動式クレーンの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務	移動式クレーン運転免許を受けた者
つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務	1 移動式クレーン運転士免許を受けた者 2 小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者
可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務	1 ガス溶接作業主任者免許を受けた者 2 ガス溶接技能講習を修了した者 3 その他厚生労働大臣が定める者
最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務	1 フォークリフト運転技能講習を修了した者 2 職業能力開発促進法施行規則に定める揚重運搬機械運転系港湾荷役科の訓練（通信の方法によって行うものを除く。）を修了した者で、フォークリフトについての訓練を受けたもの 3 その他厚生労働大臣が定める者
機体重量が3トン以上の整地・運搬・積込み用機械及び掘削用機械で動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転（道路上を	1 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習を修了した者 2 建設機械施工技術検定に合格した者（厚生労働大臣が定める者を除く。）

走行させる運転を除く。)の業務	<p>3 職業能力開発促進法施行規則に定める建設機械運転科の訓練(通信の方法によって行うものを除く。)を修了した者</p> <p>4 その他厚生労働大臣が定める者</p>
最大荷重が1トン以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務	<p>1 ショベルローダー等運転技能講習を修了した者</p> <p>2 職業能力開発促進法施行規則に定める揚重運搬機械運転系港湾荷役科の訓練(通信の方法によって行うものを除く。)を修了した者で、ショベルローダー等についての訓練を受けたもの</p> <p>3 その他厚生労働大臣が定める者</p>
最大積載量が1トン以上の不整地運搬車の運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務	<p>1 不整地運搬車運転技能講習を修了した者</p> <p>2 建設機械施工技術検定を合格した者(厚生労働大臣が定める者を除く。)</p> <p>3 その他厚生労働大臣が定める者</p>
制限荷重が1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務	<p>1 玉掛け技能講習を修了した者</p> <p>2 職業能力開発促進法施行規則に定める玉掛け科の訓練(通信の方法によって行うものを除く。)を修了した者</p> <p>3 その他厚生労働大臣が定める者</p>

(注)「業務に就くことのできる者」は、該当する欄の免許を受けた者、技能講習を修了した者等いずれか1つの資格を有する者である。

*就業制限 法61、令20、則41(別表3)

第5章 健康の保持増進のための措置

(粉じん濃度測定を行うべき屋内作業場)

第10条 会員は、常時特定粉じん作業が行われる屋内作業場においては、粉じん濃度の測定を行わなければならない。

*作業環境測定を行うべき作業場 令21-1、粉じん則25

(粉じん濃度の測定等)

第11条 会員は、前条の屋内作業場について、6月以内ごとに1回、定期的に、当該作業場における空気中の粉じんの濃度を測定しなければならない。

2 会員は、前条の屋内作業場のうち、土石、岩石又は鉱物に係る特定粉じん作業を行う屋内作業場において、前項の測定を行うときは、当該粉じん中の遊離けい酸の含有率を測定しなければならない。ただし、当該土石、岩石又は鉱物中の遊離けい酸の含有率が明らかな場合にあっては、この限りでない。

3 会員は、前2項の規定による測定を行ったときは、その都度、次の事項を記録して、これを7年間保存しなければならない。

- (1) 測定日時
- (2) 測定方法
- (3) 測定箇所
- (4) 測定条件
- (5) 測定結果
- (6) 測定を実施した者の氏名
- (7) 測定結果に基づいて改良措置を講じたときは、当該措置の概要

*粉じん濃度の測定等 粉じん則26

(測定結果の評価)

第12条 会員は、第10条の屋内作業場について、前条第1項又は第2項の規定による測定を行ったときは、その都度、速やかに、厚生労働大臣の定める作業環境評価基準に従って、作業環境の管理の状態に応じ、第1管理区分、第2管理区分又は第3管理区分に区分することにより当該測定の結果の評価を行わなければならない。

2 会員は、前項の規定による評価を行ったときは、その都度、次の事項を記録して、これを7年間保存しなければならない。

- (1) 評価日時
- (2) 評価箇所
- (3) 評価結果
- (4) 評価を実施した者の氏名

*測定結果の評価 粉じん則26の2

(評価の結果に基づく措置)

第13条 会員は、前条第1項の規定による評価の結果、第3管理区分に区分された場所については、直ちに、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講じ、当該場所の管理区分が第1管理区分又は第2管理区分となるようにしなければならない。

2 会員は、前項の規定による措置を講じたときは、その効果を確認するため、同項の場所について当該粉じんの濃度を測定し、及びその結果の評価を行わなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、会員は、第1項の場所については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康診断の実施その他労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講じなければならない。

*評価の結果に基づく措置 粉じん則26の3

第14条 会員は、第12条第1項の規定による評価の結果、第2管理区分に区分された場所については、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

*評価の結果に基づく措置 粉じん則26の4

(騒音の測定等)

第15条 会員は、法令の定める著しい騒音を発する屋内作業場について、6月以内ごとに1回、定期的に、等価騒音レベルを測定しなければならない。また、当該屋内作業場の施設若しくは設備を変更し、又は当該屋内作業場における作業工程若しくは作業方法を変更した場合にも、遅滞なく、等価騒音レベルを測定しなければならない。

2 会員は、前項の規定による測定を行ったときは、その都度、次の事項を記録して、これを3年間保存しなければならない。

- (1) 測定日時
- (2) 測定方法
- (3) 測定箇所
- (4) 測定条件
- (5) 測定結果
- (6) 測定を実施した者の氏名
- (7) 測定結果に基づいて改良措置を講じたときは、当該措置の概要

*騒音の測定等 則590, 591

*騒音障害防止のためのガイドラインの策定について(平4.10.1 基発546)

(健康診断)

第16条 会員は、法令の定めるところにより、常時使用する労働者に対し、第1号から第4号まで掲げる医師による健康診断を行わなければならない。また、第5号及び第6号に掲げる健康診断を行うよう努めるものとする。

- (1) 雇入れ時の健康診断
- (2) 1年以内ごとに1回の定期健康診断
- (3) 深夜業を含む業務等法令で定める業務に常時従事する労働者に対する、当該業務への配置替えの際及び6月以内ごとに1回の定期の健康診断
- (4) 常時粉じん作業に従事する労働者等に対する法定のじん肺健康診断
- (5) 騒音作業に常時従事する労働者に対する、指導勧奨による健康診断
- (6) 振動作業に常時従事する労働者に対する、指導勧奨による健康診断

2 会員は、前項の健康診断を受けた労働者に対し、当該健康診断の結果を遅滞なく通知しなければならない。

*健康診断の実施等 法66、 則43～45

*一般健康診断の結果の通知 法66の6、 則51の4

*じん肺健康診断の実施 じん肺法7～11

*騒音障害防止のためのガイドラインの策定について(平4.10.1 基発546)

*センサー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害の予防について(昭50.10.20 基発608)

(健康診断実施後の措置等)

第17条 会員は、前条第1項の規定による健康診断の結果(当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。)に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師からの意見を聴かななければならない。

2 会員は、前項の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備

その他の適切な措置を講じなければならない。

- 3 会員は、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対して、医師又は保健師による保健指導を行うよう努めなければならない。

* 健康診断の結果についての医師等からの意見聴取 法66の4、則51の2

* 保健指導等 法66の7

* 健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平8.10.1公示1）

（面接指導）

- 第17条の2 会員は、法令に定めるところにより、労働時間の状況等に応じ、医師による面接指導を行わなければならない。

* 面接指導等 法66の8

（健康診断等に関する秘密の保持）

- 第17条の3 会員は、法第104条の規定による健康診断等に関する秘密の保持に関し、必要な措置を講じるものとする。

* 秘密の保持 法104

（健康の保持増進）

- 第18条 会員は、労働者の健康の保持増進を図るため、労働者に対する健康測定とその結果に基づく運動指導、メンタルヘルスケア、栄養指導、保健指導等の継続的かつ計画的実施に努めるものとする。

- 2 会員は、労働者に職場体操を行わせるよう努めなければならない。

- 3 会員は、労働者の体育活動、レクリエーション活動の活用等に努めるものとする。

- 4 会員は、前3項の規定による労働者の健康の保持増進のための措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために、必要な人員の確保及び施設又は設備の設置又は整備に努めるものとする。

- 5 会員は、中高年齢者の年齢、体力等に応じた作業方法等の適正化に努めるものとする。

* 健康の保持増進のための指針の公表等 法70の2

* 健康保持増進のための指針（昭63.9.1 公示1、平9.2.3 公示2）

第6章 快適な職場環境の形成のための措置

（快適な職場環境の形成）

- 第19条 会員は、事業場における安全衛生水準の向上を図るため、次の措置を継続的かつ計画的に講じ、快適な職場環境を形成するよう努めなければならない。

（1）作業環境の管理

職場の浮遊粉じんや臭気等の労働者が不快に感じる因子が適切に管理されたものとするとともに、温度、照度等が作業に従事する労働者に適した状態に維持管理されるようにすること。

（2）作業方法の改善

不自然な姿勢での作業等については、労働者の心身の負担が大きいことから、労働

者の心身の負担が軽減されるよう作業方法の改善を図ること。

(3) 労働者の心身の疲労の回復を図るための施設・設備の設置・整備

休憩室等の心身の疲労の回復を図るための施設の設置・整備を図ること。

(4) 屋外作業については、夏季及び冬季における外気温及び雷、霧、雪、風等の厳しい気象条件の影響を緩和する措置を講ずるよう努めること。

(5) 前4号に掲げるもののほか、快適な職場環境を形成するため必要な措置を講ずること。

*事業者の講ずる措置 法71の2

*事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針(平4.7.1 労働省告示59)

第7章 採石業における労働災害の防止

第1節 調査、採石作業計画等

(土石採取業に係る計画の届出)

第20条 会員は、土石採取業に属する事業の仕事で、法令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の14日前までに、法令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。

*計画の届出等 法88-4

*計画の届出が必要な仕事 則90

*土石採取業に係る計画の届出 則92

(調査及び記録)

第21条 会員は、採石作業(岩石の採取のための掘削の作業、採石場において行う岩石の小割、加工及び運搬の作業その他これらの作業に伴う作業をいう。以下同じ。)を行うときは、地山の崩壊、掘削機械の転落等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該採石作業に係る地山の形状、地質及び地層の状態を調査し、その結果を記録しておかなければならない。

*事業者の講ずべき措置 法21-1

*調査及び記録 則399

(採石作業計画)

第22条 会員は、採石作業を行うときは、あらかじめ、前条の規定による調査により知り得たところに適応する採石作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

2 前項の採石作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。

(1) 露天掘り又は坑内掘りの別及び露天掘りにあつては、階段採掘法、傾斜面採掘法又はグローリホール法の別(ただし、傾斜面採掘法及びグローリホール法は、原則として行わないこと。)

(2) 掘削面の高さ及びこう配(露天掘りにあつては、掘削面である階段(ベンチ)の高さ、こう配及び幅(奥行き)を記載すること。)

(3) 掘削面の段の位置及び奥行き

- (4) 坑内における落盤、肌落ち及び側壁の崩壊防止の方法（坑内掘にあつては、残柱式・柱房式採掘法又は中段式採掘法の別並びに採掘空間の寸法（幅、高さ及び奥行き）並びに水平残柱の寸法（幅及び高さ）を明記することが望ましい。）
- (5) 発破の方法
- (6) 岩石の小割の方法
- (7) 岩石の加工の場所
- (8) 土砂又は岩石の積み込み及び運搬の方法並びに運搬の経路
- (9) 使用する掘削機械、小割機械、積込機械又は運搬機械の種類及び能力
- (10) 表土又は湧水の処理の方法

*採石作業計画 則400

*採石技術指導基準書（平成15年版）

（点検）

第23条 会員は、採石作業を行うときは、地山の崩壊又は土石の落下による労働者の危険を防止するため、次の措置を講じなければならない。

- (1) 点検者を指名して、作業箇所及びその周辺の地山について、その日の作業を開始する前、大雨の後及び中震以上の地震の後、浮石及びき裂の有無及び状態並びに含水、湧水及び凍結の状態の変化を点検させること。
- (2) 点検者を指名して、発破を行った後、当該発破を行った箇所及びその周辺の浮石及びき裂の有無及び状態を点検させること。

*点検 則401

（採石作業計画の変更）

第24条 会員は、採石作業を行う場合において、第22条により定めた採石作業計画が前条の規定による点検等により知り得た地山の状態に適応しなくなったときは、遅滞なく、当該作業計画を当該地山の状態に適応するよう変更し、かつ、変更した採石作業計画によって作業を行わなければならない。

*採石作業計画の変更 則402

（隣接採石場との連絡の保持）

第25条 会員は、地山の崩壊、土石の飛来等による労働者の危険を防止するため、隣接する採石場で行われる発破の時期、浮石落しの方法等必要な事項について当該採石場との間の連絡を保たなければならない。

*隣接採石場との連絡の保持 則405

（照度の保持）

第26条 会員は、採石作業を行う場所については、当該作業を安全に行うため必要な照度を保持しなければならない。

*照度の保持 則406

第2節 地山の崩壊等による危険の防止

(掘削面のこう配の基準)

第27条 会員は、岩石の採取のための掘削の作業（坑内におけるものを除く。）を行うときは、掘削面のこう配を法令に掲げる値以下としなければならない。ただし、パワー・ショベル、トラックター・ショベル等の掘削機械を用いて掘削の作業を行う場合において、地山の崩壊又は土石の落下により当該機械の運転者に危険の及ぼすおそれのないときは、この限りでない。また、採石技術指導基準書に定める基準に留意して安全に作業を行うよう努めること。

*掘削面のこう配の基準 則407

*採石技術指導基準書（平成15年版） 採掘方法

(崩壊等による危険の防止)

第28条 会員は、採石作業（坑内で行うものを除く。）を行う場合において、崩壊又は落下により労働者に危険を及ぼすおそれのある土石、立木等があるときは、あらかじめ、これらを取り除き、防護網を張る等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。

*崩壊による危険の防止 則408

(落盤等による危険の防止)

第29条 会員は、坑内で採石作業を行う場合において、落盤、肌落ち又は側壁の崩壊により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、支柱又は残柱を設け、天井をアーチ状とし、ロックボルトを施す等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。

*落盤等による危険の防止 則409

(掘削箇所附近での作業禁止)

第30条 会員は、掘削箇所の附近で岩石の小割又は加工の作業を行ってはならない。ただし、当該岩石を移動させることが著しく困難なときは、この限りではない。

*掘削箇所付近での作業禁止 則410

(上下同時作業の禁止)

第31条 会員は、浮石の落下、転石等による危険のおそれがあるときは、上下の箇所で同時に労働者を作業させてはならない。

*上下同時作業等の禁止 鉦則312

(立入禁止)

第32条 会員は、岩石の採取のための掘削の作業が行われている箇所の下方で土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるところには、労働者を立ち入らせてはならない。

*立入禁止 則411

(保護帽の着用)

第33条 会員は、採石作業を行うときは、物体の飛来又は落下による危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

第3節 コンベヤーによる危険の防止

(コンベヤーの使用)

第34条 会員は、コンベヤー（フローコンベヤー、スクリュウコンベヤー、流体コンベヤー及び空気スライドを除く。以下同じ。）については、停電、電圧降下等による荷又は搬器の逸走及び逆走を防止するための装置（第6項第2号において「逸走等防止装置」という。）を備えたものでなければ使用してはならない。ただし、専ら水平の状態で使用するとき、その他労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

- 2 会員は、コンベヤーについては、労働者の身体の一部が巻き込まれる等労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、非常の場合に直ちにコンベヤーの運転を停止することができる非常停止装置を備えなければならない。
- 3 会員は、コンベヤーから荷が落下することにより労働者に危険を及ぼすおそれがあるときは、当該コンベヤーに覆い又は囲いを設ける等荷の落下を防止するための措置を講じなければならない。
- 4 会員は、運転中のコンベヤーに労働者を乗せてはならない。
- 5 会員は、労働者にコンベヤーを使用して作業を行わせるときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆い、囲い、スリーブ、踏切橋等を設けること。
 - (2) コンベヤーの駆動ローラとフレーム又はベルトとの間に指等を巻き込まれないよう覆いを設けること。
 - (3) 掃除、給油等の作業を行うときは、運転を停止すること。この際に作業中であることを示す警標を掲げるよう努めるものとする。
 - (4) 移動又はこう配の変更をするときは、電路の接続を断ち又は電動機を止めること。
- 6 会員は、労働者にコンベヤーを使用して作業を行わせるときは、その日の作業を開始する前に、次の各号に掲げる事項について点検を行わせなければならない。
 - (1) 原動機及びプーリーの機能
 - (2) 逸走等防止装置の機能
 - (3) 非常停止装置の機能
 - (4) 原動機、回転軸、歯車、プーリー等の覆い、囲い等の異常の有無
- 7 会員は、前項の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

*原動機、回転軸等による危険の防止 則101

*逸走等の防止 則151の77

*非常停止装置 則151の78

*荷の落下防止 則151の79

*搭乗の制限 則151の81

*点検 則151の82

*補修等 則151の83

第4節 転倒・転落等の防止

(転落等の危険の防止)

第35条 会員は、粉砕機、混合機、破砕機及びふるいわけ機の開口部から転落することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、ふた、囲い、高さが90センチメートル以上のさく等を設けなければならない。ただし、ふた、囲い、さく等を設けることが作業の性質上困難な場合において、安全带（法令に規定する安全带をいう。以下同じ。）を使用させる等転落の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りではない。

2 会員は、前項の開口部から可動部分に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、ふた、囲い等を設けなければならない。

*転落等の危険の防止 則142

(作業床の設置等)

第36条 会員は、高さが2メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行う場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。ただし、作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に安全带を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

*作業床の設置等 則518

(囲い等の設置等)

第37条 会員は、高さ2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下この条において「囲い等」という。）を設けなければならない。ただし、囲い等を設けることが著しく困難なときは、防網を張り、労働者に安全带を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

*囲い等の設置等 則519

(安全带等の取付設備等)

第38条 会員は、高さが2メートル以上の箇所で行う場合において、労働者に安全带等を使用させるときは、安全带等を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。

2 会員は、労働者に安全带等を使用させるときは、安全带等及びその取付け設備等の異常の有無について、随時点検しなければならない。

*安全带等の取付設備等 則521

(貯鋳槽内での安全带の使用等)

第39条 会員は、労働者に貯鋳槽内で作業を行わせるときは、次の各号の規定によらなければならない。

(1) 貯鋳槽内では必ず安全带を使用させること。また、安全带の取付設備等については、前条の規定によること。

(2) 貯鋳槽外の関係作業と十分な連絡をとること。

(通路の照明)

第40条 会員は、通路には、正常の通行を妨げない程度に、採光又は照明の方法を講じなければならない。ただし、坑道、常時通行の用に供しない地下室等で通行する労働者に、適当な照明具を所持させるときは、この限りでない。

*通路の照明 則541

(機械間等の通路)

第41条 会員は、機械間又はこれと他の設備との間に設ける通路については、幅80センチメートル以上のものとしなければならない。

*機械間等の通路 則543

(作業場の床面)

第42条 会員は、労働者が作業を行う建設物その他の作業場の床面については、つまずき、すべり等の危険のないものとし、かつ、これを安全な状態に保持しなければならない。

*作業場の床面 則544

(安全靴等の使用)

第43条 会員は、労働者に作業させるときは、当該作業の状態に応じて、安全靴その他の適当な履物を使用させなければならない。

*安全靴等の使用 則558

第5節 挟まれ・巻き込まれ等の防止

(動力しゃ断装置)

第44条 会員は、機械ごとにスイッチ、クラッチ、ベルトシフター等の動力しゃ断装置を設けなければならない。ただし、連続した一団の機械で、共通の動力しゃ断装置を有し、かつ、工程の途中で人力による原材料の送給、取出し等の必要のないものは、この限りではない。

2 会員は、前項の機械が切断、引抜き、圧縮、打抜き、曲げ又は絞りの加工をするものであるときは、同項の動力しゃ断装置を当該加工の作業に従事する者がその作業位置を離れることなく操作できる位置に設けなければならない。

3 会員は、第1項の動力しゃ断装置については、容易に操作できるもので、かつ、接触、振動等のために不意に機械が起動するおそれのないものとしなければならない。

*動力しゃ断装置 則103

(そうじ等の場合の運転停止等)

第45条 会員は、機械（刃部を除く。）のそうじ、給油、検査又は修理の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所を覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りではない。

- 2 会員は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠をかけ、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止のための措置を講じなければならない。

*そうじ等の場合の運転停止等 則107

(刃部のそうじ等の場合の運転停止等)

第46条 会員は、機械の刃部のそうじ、検査、修理、取替え又は調整の作業を行うときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の構造上労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

- 2 会員は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠をかけ、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。

- 3 会員は、運転中の機械の刃部において切粉払いをし、又は切削剤を使用するときは、労働者にブラシその他の適当な用具を使用させなければならない。

*刃部のそうじ等の場合の運転停止等 則108

(作業帽等の着用)

第47条 会員は、動力により駆動される機械に作業中の労働者の頭髪又は被服が巻き込まれるおそれのあるときは、当該労働者に適当な作業帽又は作業服を着用させなければならない。

*作業帽等の着用 則110

(内容物を取り出す場合の運転停止)

第48条 会員は、粉砕機、混合機、破砕機及びふるいわけ機（内容物の取出しが自動的に行なわれる構造のものを除く。）から内容物を取り出すときは、当該機械の運転を停止しなければならない。ただし、当該機械の運転を停止して内容物を取り出すことが作業の性質上困難な場合において、労働者に用具を使用させたときは、この限りでない。

*内容物を取り出す場合の運転停止 則143

第6節 車両系建設機械による危険の防止

(前照灯の設置)

第49条 会員は、車両系建設機械には、前照灯を備えなければならない。ただし、作業を安全に行うため必要な照度が保持されている場所において使用する車両系建設機械については、この限りでない。

*前照灯の設置 則152

(ヘッドガード)

第50条 会員は、岩石の落下等により労働者に危険が生ずるおそれのある場所で車両系建設機械（ブルドーザー、トラクター・ショベル、ずり積機、パワー・ショベル、ドラグ・ショベル及びブレーカに限る。）を使用するときは、車両系建設機械に堅固なヘッドガードを備えなければならない。

*ヘッドガード 則153

(調査及び記録)

第51条 会員は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、当該車両系建設機械の転落、地山の崩壊等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所について地形、地質の状態等を調査し、その結果を記録しておかなければならない。

*調査及び記録 則154

(作業計画)

第52条 会員は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、あらかじめ、前条の規定による調査により知り得たところに適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

2 前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。

(1) 使用する車両系建設機械の種類及び能力

(2) 車両系建設機械の運行経路

(3) 車両系建設機械による作業の方法

3 会員は、第1項の作業計画を定めたときは、前項第2号及び第3号の事項について関係労働者に周知させなければならない。

*作業計画 則155

(制限速度)

第53条 会員は、車両系建設機械（最高速度が毎時10キロメートル以下のものを除く。）を用いて作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の地形、地質の状態等に応じた車両系建設機械の適正な制限速度を定め、それにより作業を行わなければならない。

*制限速度 則156

(転落等の防止)

第54条 会員は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、車両系建設機械の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、当該車両系建設機械の運行経路について路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下を防止すること、必要な幅員を保持すること等必要な措置を講じなければならない。

2 会員は、路肩、傾斜地等で車両系建設機械を用いて作業を行う場合において、当該車両系建設機械の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させなければならない。

*転落等の防止 則157

(接触の防止)

第55条 会員は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせてはならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させるときは、この限りでない。

*接触の防止 則158

(合図)

第56条 会員は、車両系建設機械の運転について誘導者を置くときは、一定の合図を定め、誘導者に当該合図を行わせなければならない。

*合図 則159

(運転位置から離れる場合の措置)

第57条 会員は、車両系建設機械の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。

- (1) バケット、ジッパー等の作業装置を地上におろすこと。
- (2) 原動機を止め、及び走行ブレーキをかける等の車両系建設機械の逸走を防止する措置を講ずること。

*運転位置から離れる場合の措置 則160

(車両系建設機械の移送)

第58条 会員は、車両系建設機械を移送するため自走又はけん引により貨物自動車等に積卸しを行う場合において、道板、盛土等を使用するときは、当該車両系建設機械の転倒、転落等による危険を防止するため、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 積卸しは、平たんで堅固な場所において行うこと。
- (2) 道板を使用するときは、十分な長さ、幅及び強度を有する道板を用い、適当なこう配で確実に取り付けること。
- (3) 盛土、仮設台等を使用するときは、十分な幅、強度及びこう配を確保すること。

*車両系建設機械の移送 則161

(搭乗の制限)

第59条 会員は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、乗車席以外の箇所に労働者を乗せてはならない。

*とう乗の制限 則162

(使用の制限)

第60条 会員は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、転倒及びブーム、アーム等の作業装置の破壊による労働者の危険を防止するため、当該車両系建設機械についてその構造上定められた安定度、最大使用荷重等を守らなければならない。

*使用の制限 則163

(主たる用途以外の使用の制限)

第61条 会員は、車両系建設機械を、パワー・ショベルによる荷のつり上げ、クラムシェルによる労働者の昇降等当該車両系建設機械の主たる用途以外の用途に使用してはならない。

*主たる用途以外の使用の制限 則164

(修理等)

第62条 会員は、車両系建設機械の修理又はアタッチメントの装着及び取りはずしの作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に次の措置を講じさせなければならない。

い。

- (1) 作業手順を決定し、作業を指揮すること。
- (2) 次条第1項に規定する安全支柱、安全ブロック等の使用状況を監視すること。

*修理等 則165

(ブーム等の降下による危険の防止)

第63条 会員は、車両系建設機械のブーム、アーム等を上げ、その下で修理、点検等の作業を行うときは、ブーム、アーム等が不意に降下することによる労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させなければならない。

*ブーム等の降下による危険の防止 則166

(定期自主検査)

第64条 会員は、車両系建設機械については、1年以内ごとに1回、定期的に、圧縮圧力、弁すき間その他原動機の異常の有無等法令で定める事項について自主検査を行わなければならない。ただし、1年を超える期間使用しない車両系建設機械の当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 2 会員は、前項ただし書の車両系建設機械については、その使用を再び開始する際に、法令で定める事項について自主検査を行わなければならない。
- 3 前2項に規定する自主検査については、特定自主検査とする。

*定期自主検査 則167

*特定自主検査 則169の2

第65条 会員は、車両系建設機械については、1月以内ごとに1回、定期的に、ブレーキ、クラッチ、操作装置及び作業装置の異常の有無等法令で定める事項について自主検査を行わなければならない。ただし、1月を超える期間使用しない車両系建設機械の当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 2 会員は、前項ただし書の車両系建設機械については、その使用を再び開始する際に、法令で定める事項について自主検査を行わなければならない。

*定期自主検査 則168

(定期自主検査の記録)

第66条 会員は、前2条の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを3年間保存しなければならない。

- (1) 検査年月日
- (2) 検査方法
- (3) 検査箇所
- (4) 検査の結果
- (5) 検査を実施した者の氏名
- (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

*定期自主検査の記録 則169

(作業開始前点検)

第67条 会員は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、ブレーキ及びクラッチの機能について点検を行わなければならない。

*作業開始前点検 則170

(補修等)

第68条 会員は、第64条若しくは第65条の自主検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

*補修等 則171

第7節 車両系荷役運搬機械等による危険の防止

(定義)

第69条 この規程において車両系荷役運搬機械等とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) フォークリフト
- (2) ショベルローダー
- (3) フォークローダー
- (4) ストラドルキャリアー
- (5) 不整地運搬車
- (6) 構内運搬車（専ら荷を運搬する構造の自動車（長さが4.7メートル以下、幅が1.7メートル以下、高さが2.0メートル以下のものに限る。）のうち、最高速度が毎時15キロメートル以下のもの（前号に該当するものを除く。）をいう。）
- (7) 貨物自動車（専ら荷を運搬する構造の自動車（前2号に該当するものを除く。）をいう。ダンプトラックを含む。）

*定義 則151の2

(作業計画)

第70条 会員は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業（不整地運搬車又は貨物自動車を用いて行う道路上の走行の作業を除く。以下第74条までにおいて同じ。）を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ及び地形、当該車両系荷役運搬機械等の種類及び能力、荷の種類及び形状等に適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

2 前項の作業計画は、当該車両系荷役運搬機械等の運行経路及び当該車両系荷役運搬機械等による作業の方法が示されているものでなければならない。

3 会員は、第1項の作業計画を定めたときは、前項の規定により示される事項について関係労働者に周知させなければならない。

*作業計画 則151の3

(作業指揮者)

第71条 会員は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、当該作業の作業指揮者を定め、その者に前条第1項の作業計画に基づき作業の指揮を行わせなければならない。

*作業指揮者 則151の4

(制限速度)

第72条 会員は、車両系荷役運搬機械等(最高速度が毎時10キロメートル以下のものを除く。)を用いて作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の地形、地盤の状態等に応じた車両系荷役運搬機械等の適正な制限速度を定め、それにより作業を行わなければならない。

*制限速度 則151の5

(転落等の防止)

第73条 会員は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、車両系荷役運搬機械等の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、当該車両系荷役運搬機械等の運行経路について必要な幅員を保持すること、地盤の不同沈下を防止すること、路肩の崩壊を防止すること等必要な措置を講じなければならない。

2 会員は、路肩、傾斜地等で車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行う場合において、当該車両系荷役運搬機械等の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に当該車両系荷役運搬機械等を誘導させなければならない。

*転落等の防止 則151の6

(接触の防止)

第74条 会員は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、運転中の車両系荷役運搬機械等又はその荷に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系荷役運搬機械等を誘導させるときは、この限りでない。

*接触の防止 則151の7

(合図)

第75条 会員は、車両系荷役運搬機械等について誘導者を置くときは、一定の合図を定め、誘導者に当該合図を行わせなければならない。

*合図 則151の8

(立入禁止)

第76条 会員は、車両系荷役運搬機械等(構造上、フォーク、ショベル、アーム等が不意に降下することを防止する装置が組み込まれているものを除く。)については、そのフォーク、ショベル、アーム等又はこれらにより支持されている荷の下に労働者を立ち入らせてはならない。ただし、修理、点検等の作業を行う場合において、フォーク、ショベル、アーム等が不意に降下することによる労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させるときは、この限りでない。

*立入禁止 則151の9

(荷の積載)

第77条 会員は、車両系荷役運搬機械等に荷を積載するときは、次に定めるところによらなければならない。

(1) 偏荷重が生じないように積載すること。

- (2) 不整地運搬車、構内運搬車又は貨物自動車にあつては、荷崩れ又は荷の落下による労働者の危険を防止するため、荷にロープ又はシートを掛ける等必要な措置を講ずること。

*荷の積載 則151の10

(運転位置から離れる場合の措置)

第78条 会員は、車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。

- (1) フォーク、ショベル等の荷役装置を最低降下位置に置くこと。
- (2) 原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車両系荷役運搬機械等の逸走を防止する措置を講ずること。

*運転位置から離れる場合の措置 則151の11

(車両系荷役運搬機械等の移送)

第79条 会員は、車両系荷役運搬機械等を移送するため自走又はけん引により貨物自動車に積卸しを行う場合において、道板、盛土等を使用するときは、当該車両系荷役運搬機械等の転倒、転落等による危険を防止するため、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 積卸しは、平たんで堅固な場所において行うこと。
- (2) 道板を使用するときは、十分な長さ、幅及び強度を有する道板を用い、適当なこう配で確実に取り付けること。
- (3) 盛土、仮設台等を使用するときは、十分な幅及び強度並びに適当なこう配を確保すること。

*車両系荷役運搬機械等の移送 則151の12

(搭乗の制限)

第80条 会員は、車両系荷役運搬機械等（不整地運搬車及び貨物自動車を除く。）を用いて作業を行うときは、乗車席以外の箇所に労働者を乗せてはならない。

*搭乗の制限 則151の13

(主たる用途以外の使用の制限)

第81条 会員は、車両系荷役運搬機械等を荷のつり上げ、労働者の昇降等当該車両系荷役運搬機械等の主たる用途以外の用途に使用してはならない。

*主たる用途以外の使用の制限 則151の14

(修理等)

第82条 会員は、車両系荷役運搬機械等の修理又はアタッチメントの装着若しくは取外しの作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に次の事項を行わせなければならない。

- (1) 作業手順を決定し、作業を直接指揮すること。
- (2) 第76条ただし書に規定する安全支柱、安全ブロック等の使用状況を監視すること。

*修理等 則151の15

(ヘッドガード)

第83条 会員は、次の各号に掲げる車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行う場合は、当該各号に定めるところに適合するヘッドガードを備えたものでなければ使用してはならない。ただし、荷の落下により当該車両系荷役運搬機械等の運転者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

(1) フォークリフトについては、強度は最大荷重の2倍の値の等分布静荷重に耐えるものであること等法令に定められたヘッドガード

(2) ショベルローダー又はフォークローダー（以下「ショベルローダー等」という。）については、堅固なヘッドガード

*ヘッドガード 則151の17、151の28

(定期自主検査)

第84条 会員は、次の各号に掲げる車両系荷役運搬機械等については、法令の定めるところにより、1年を超えない期間ごとに1回、定期的に、当該各号に規定する事項について自主検査を行わなければならない。ただし、1年を超える期間使用しない当該機械の当該使用しない期間においては、この限りでない。

(1) フォークリフト 圧縮圧力、弁すき間その他原動機の異常の有無等

(2) ショベルローダー等 原動機の異常の有無等

(3) ストラドルキャリアー 原動機の異常の有無等

2 会員は、不整地運搬車については、2年を超えない期間ごとに1回、定期的に、圧縮圧力、弁すき間その他原動機の異常の有無等法令で定める事項について自主検査を行わなければならない。ただし、2年を超える期間使用しない不整地運搬車の当該使用しない期間においては、この限りでない。

3 会員は、第1項及び前項ただし書の車両系荷役運搬機械等については、その使用を再び開始する際に、法令で定める事項について自主検査を行わなければならない。

4 前3項に規定する自主検査のうち、フォークリフト及び不整地運搬車に係るものについては、特定自主検査とする。

*定期自主検査等 則151の21、151の31、151の39、151の54

*特定自主検査 則151の24、151の56

第85条 会員は、フォークリフト、ショベルローダー等、ストラドルキャリアー及び不整地運搬車については、1月を超えない期間ごとに1回、定期的に、制動装置、クラッチ及び操縦装置の異常の有無等法令で定める事項について自主検査を行わなければならない。ただし、1月を超える期間使用しない当該機械の当該使用しない期間においては、この限りでない。

2 会員は、前項ただし書の車両系荷役運搬機械等については、その使用を再び開始する際に、法令で定める事項について自主検査を行わなければならない。

*定期自主検査等 則151の22、151の32、151の39、151の54

(定期自主検査の記録)

第86条 会員は、前2条の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを3年間保存

しなければならない。

- (1) 検査年月日
- (2) 検査方法
- (3) 検査箇所
- (4) 検査の結果
- (5) 検査を実施した者の氏名
- (6) 検査に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

*定期自主検査の記録 則151の23、151の33、151の40、151の55

(点検)

第87条 会員は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、制動装置及び操縦装置の機能等法令で定める事項について点検を行わなければならない。

*点検 則151の25、151の34、151の41、151の57、151の63、151の75

(補修等)

第88条 会員は、第84条若しくは第85条の自主検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

*補修等 則151の26、151の35、151の42、151の58、151の64、
151の76

第8節 電気による危険の防止

(電気機械器具の囲い等)

第89条 会員は、電気機械器具の充電部分（電熱器の発熱体の部分、抵抗溶接機の電極の部分等電気機械器具の使用の目的により露出することがやむを得ない充電部分を除く。）で、労働者が作業中又は通行の際に、接触（導電体を介する接触を含む。以下この節において同じ。）し、又は接近することにより感電の危険を生ずるおそれのあるものについては、感電を防止するための囲い又は絶縁覆いを設けなければならない。

*電気機械器具の囲い等 則329

(漏電による感電の防止)

第90条 会員は、労働者に電動型の移動式コンベヤーを用いて作業を行わせるときは、漏電による感電の危険を防止するため、当該コンベヤーが接続される電路に、次の各号に掲げる性能を満たす感電防止用漏電しゃ断装置を接続しなければならない。

- (1) 当該電路の定格に適合すること
- (2) 感度が良好であること
- (3) 確実に作動すること

2 会員は、前項に規定する措置を講ずることが困難なときは、当該コンベヤーの金属製外わく、電動機の金属製外被等の金属部分を、法令で定めるところにより有効に接地して使用しなければならない。

*漏電による感電の防止 則333

(電気機械器具の操作部分の照度)

第91条 会員は、電気機械器具の操作の際に、感電の危険又は誤操作による危険を防止するため、当該電気機械器具の操作部分について必要な照度を保持しなければならない。

*電気機械器具の操作部分の照度 則335

(配線等の絶縁被覆)

第92条 会員は、労働者が作業中又は通行の際に接触し、又は接触するおそれのある配線で、絶縁被覆を有するもの又は移動電線については、絶縁被覆が損傷し、又は老化していることにより、感電の危険が生ずることを防止する措置を講じなければならない。

*配線等の絶縁被覆 則336

(仮設の配線等)

第93条 会員は、仮設の配線又は移動電線を通路面において使用してはならない。ただし、当該配線又は移動電線の上を車両その他の物が通過すること等による絶縁被覆の損傷のおそれのない状態で使用するときは、この限りでない。

*仮設の配線等 則338

(停電作業を行う場合の措置)

第94条 会員は、電路を開路して、当該電路又はその支持物の敷設、点検、修理、塗装等の電気工事の作業を行うときは、当該電路を開路した後に、当該電路について、次に定める措置を講じなければならない。当該電路に近接する電路若しくはその支持物の敷設、点検、修理、塗装等の電気工事の作業又は当該電路に近接する工作物（電路の支持物を除く。）の建設、解体、点検、修理、塗装等の作業を行う場合も同様とする。

(1) 開路に用いた開閉器に、作業中、施錠し、若しくは通電禁止に関する所要事項を表示し、又は監視人を置くこと。

(2) 開路した電路が電力ケーブル、電力コンデンサー等を有する電路で、残留電荷による危険を生ずるおそれのあるものについては、安全な方法により当該残留電荷を確実に放電させること。

(3) 開路した電路が高圧又は特別高圧であったものについては、検電器具により停電を確認し、かつ、誤通電、他の電路との混触又は他の電路からの誘導による感電の危険を防止するため、短絡接地器具を用いて確実に短絡接地すること。

2 会員は、前項の作業中又は作業を終了した場合において、開路した電路に通電しようとするときは、あらかじめ、当該作業に従事する労働者について感電の危険が生ずるおそれのないこと及び短絡接地器具を取り外したことを確認した後でなければ、行ってはならない。

*停電作業を行う場合の措置 則339

(断路器等の開路)

第95条 会員は、高圧又は特別高圧の電路の断路器、線路開閉器等の開閉器で、負荷電流をしゃ断するためのものでないものを開路するときは、当該開閉器の誤操作を防止するため、当該電路が無負荷であることを示すためのパイロットランプ、当該電路の系統を

判別するためのタブレット等により、当該操作を行う労働者に当該電路が無負荷であることを確認させなければならない。ただし、当該開閉器に、当該電路が無負荷でなければ開路することができない緊錠装置を設けるときは、この限りでない。

*断路器等の開路 則340

(電気工事の作業を行う場合の作業指揮等)

第96条 会員は、第94条の作業を行うときは、当該作業に従事する労働者に対し、作業を行う期間、作業の内容並びに取り扱う電路及びこれに近接する電路の系統について周知させ、かつ、作業の指揮者を定めて、その者に次の事項を行わせなければならない。

- (1) 労働者にあらかじめ作業の方法及び順序を周知させ、かつ、作業を直接指揮すること。
- (2) 電路を開路して作業を行うときは、当該電路の停電の状態及び開路に用いた開閉器の施錠、通電禁止に関する所要事項の表示又は監視人の配置の状態並びに電路を開路した後における短絡接地器具の取付けの状態を確認した後に作業の着手を指示すること。

*電気工事の作業を行う場合の措置 則350

(電気機械器具等の使用前点検等)

第97条 会員は、次の表の左欄に掲げる電気機械器具等を使用するときは、その日の使用を開始する前に当該電気機械器具等の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる点検事項について点検し、異常を認めるときは、直ちに、補修し、又は取り換えなければならない。

電気機械器具等の種別	点検事項
第90条第1項の感電防止用漏電しゃ断装置	作動状態
第90条の移動式コンベヤーで、同条第2項に定める方法により接地をしたもの	接地線の切断、接地極の浮上がり等の異常の有無
第95条第1項第3号の検電器具	検電性能
第95条第1項第3号の短絡接地器具	取付金具及び接地導線の損傷の有無

*電気機械器具等の使用前点検等 則352

(電気機械器具の囲い等の点検等)

第98条 会員は、第89条の囲い及び絶縁覆いについて、毎月1回以上、その損傷の有無を点検し、異常と認めるときは、直ちに補修しなければならない。

*電気機械器具の囲い等の点検等 則353

第9節 発破の作業に係る危険の防止

(発破の作業の基準)

第99条 会員は、発破の業務に従事する労働者に次の事項を行わせなければならない。

- (1) 凍結したダイナマイトは、火気に接近させ、蒸気管その他の高熱物に直接接触させる等危険な方法で融解しないこと。

- (2) 火薬又は爆薬を装てんするときは、その付近で裸火の使用又は喫煙をしないこと。
- (3) 装てん具は、摩擦、衝撃、静電気等による爆発を生ずるおそれのない安全なものを使用すること。
- (4) 込物は、粘土、砂その他の発火又は引火の危険のないものを使用すること。
- (5) 発破しようとする場所に漏えい電流がある場合には、電気発破をしないこと。
ただし、安全な方法により行う場合は、この限りでない。
- (6) 電気発破によったときは、電流回路は、点火する前に導通又は抵抗を試験し、かつ、試験は、労働者が安全な場所に退避したことを確認した後、火薬類の装てん箇所から30メートル以上離れた安全な場所で行うこと。ただし、1ミリアンペア以下の光電池を使用した導通試験器を用いて試験する場合については、この限りでない。
- (7) 点火後、装てんされた火薬類が爆発しないとき、又は装てんされた火薬類が爆発したことの確認が困難であるときは、次に定めるところによること。
 - ① 電気雷管によったときは、発破母線を点火器から取り外し、その端を短絡させておき、かつ再点火できないように措置を講じ、その後5分以上経過した後でなければ、火薬類の装てん箇所に接近しないこと。
 - ② 電気雷管以外のものによったときは、点火後15分以上経過した後でなければ、火薬類の装てん箇所に接近しないこと。

*発破の作業の基準 則318 火取則54

(導火線発破作業の指揮者)

第100条 会員は、導火線発破の作業を行うときは、発破の業務に就くことのできる者のうちから作業の指揮者を定め、その者に次の事項を行わせなければならない。

- (1) 点火前に、点火作業に従事する労働者以外の労働者に対して、退避を指示すること。
- (2) 点火作業に従事する労働者に対して、退避の場所及び経路を指示すること。
- (3) 一人の点火数が同時に5以上のときは、発破時計、捨て導火線等の退避時期を知らせる物を使用すること。
- (4) 点火の順序及び区分について指示すること。
- (5) 点火の合図をすること。
- (6) 点火作業に従事した労働者に対して、退避の合図をすること。
- (7) 不発の装薬又は残薬の有無について点検すること。

*導火線発破作業の指揮者 則319

(電気発破作業の指揮者)

第101条 会員は、電気発破の作業を行うときは、発破の業務に就くことができる者のうちから作業の指揮者を定め、その者に前条第5号及び7号並びに次の事項を行わせなければならない。

- (1) 当該作業に従事する労働者に対し、退避の場所及び経路を指示すること。
- (2) 点火前に危険区域内から労働者が退避したことを確認すること。
- (3) 点火者を定めること。
- (4) 点火場所について指示すること。

*電気発破作業の指揮者 則320

(その他の発破作業の指揮者)

第102条 会員は、ガス導管発破作業及び導火管発破作業を行うときは、発破の業務につくことができる者のうちから指揮者を定め、その者に法令で定める事項を行わせなければならない。

*ガス導管発破 火取則53の3

*導火管発破 火取則53の4

(避難)

第103条 会員は、発破の作業を行う場合において、労働者が安全な距離に退避し得ないときは、前面と上部を堅固に防護した避難所を設けなければならない。

*避難 則321

第10節 火気等の管理

(危険物等がある場所における火気等の使用禁止)

第104条 会員は、危険物以外の可燃性の粉じん、火薬類、多量の易燃性の物又は危険物が存在して爆発又は火災が生ずるおそれのある場所においては、火花若しくはアークを発生し、若しくは高温となって点火源となるおそれのある機械等又は火気を使用してはならない。

*危険物等がある場所における火気等の使用禁止 則279

(立入禁止等)

第105条 会員は、火災又は爆発の危険がある場所には、火気の使用を禁止する旨の適当な表示をし、特に危険な場所には、必要でない者の立入りを禁止しなければならない。

*立入禁止等 則288

(消火設備)

第106条 会員は、建築物及び化学設備又は乾燥設備がある場所その他危険物、危険物以外の引火性の油類等爆発又は火災の原因となるおそれのある物を取り扱う場所（以下この条において「建築物等」という。）には、適当な箇所に、消火設備を設けなければならない。

2 前項の消火設備は、建築物等の規模又は広さ、建築物等において取り扱われる物の種類等により予想される爆発又は火災の性状に適応するものでなければならない。

*消火設備 則289

(火気使用場所の火災防止)

第107条 会員は喫煙所、ストーブその他火気を使用する場所には、火災予防上必要な設備を設けなければならない。

*火気使用場所の火災防止 則291

第11節 交通労働災害の防止

(会員が講ずる措置)

第108条 会員は、労働者に自動車等の運転を行わせるときは、交通労働災害防止対策の積極的な推進を図るため、次の措置を講ずるように努めるものとする。

- (1) 交通労働災害防止のための規程を作成し、これを運転者に周知すること。
- (2) 交通労働災害防止を担当する管理者を選任し、交通労働災害防止のための計画の作成、適正な労働時間等の管理、走行管理、教育等の実施、意識の高揚等の職務を行わせること。

*交通労働災害防止のためのガイドラインの策定について(平6. 2. 18 基発83)

(交通危険マップの作成)

第109条 会員は、交通事故の体験、交通事故の危険を感じた事例(ヒヤリ・ハット事例)等に基づき、危険な箇所、注意事項等を示した交通危険マップを作成し、配布、掲示等を行うことにより、運転者の交通労働災害防止に対する注意の喚起を図るよう努めるものとする。

*交通労働災害防止のためのガイドラインの策定について(平6. 2. 18 基発83)

第12節 健康障害の防止

(粉じんの飛散の防止)

第110条 会員は、粉じんを著しく飛散する屋外又は坑内の作業場においては、注水その他の粉じんの飛散を防止するため必要な措置を講じなければならない。

*粉じんの飛散の防止 則582

(休憩設備)

第111条 会員は、粉じん作業に労働者を従事させるときは、粉じん作業を行う作業場以外の場所に休憩設備を設けなければならない。ただし、坑内等特殊な作業場で、これによることができないやむを得ない事由があるときは、この限りでない。

- 2 会員は、前項の休憩設備には、労働者が作業衣等に付着した粉じんを除去することのできる用具を備え付けなければならない。

*休憩設備 粉じん則23

(洗浄設備等)

第112条 会員は、身体又は被服を汚染するおそれのある業務に労働者を従事させるときは、それぞれ必要な用具を備えた洗眼、洗身若しくはうがいの設備、更衣設備又は洗たくのための設備を設けなければならない。

*洗浄設備等 則625

(清掃の実施)

第113条 会員は、粉じん作業を行う屋内の作業場所については、毎日1回以上、清掃を行

わなければならない。

- 2 会員は、粉じん作業を行う屋内作業場の床、設備等及び前条第1項の休憩設備が設けられている場所の床等（屋内のものに限る。）については、1月以内ごとに1回、定期的に、真空掃除機を用いて、又は水洗する等粉じんの飛散しない方法によって清掃を行わなければならない。ただし、粉じんの飛散しない方法によって清掃を行うことが困難な場合で当該清掃に従事する労働者に有効な呼吸用保護具を使用させたときは、その他の方法により清掃を行うことができる。

*清掃の実施 粉じん則24

（呼吸用保護具の使用）

第114条 会員は、一定の粉じん作業に労働者を従事させる場合にあつては、当該作業に従事する労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければならない。ただし、粉じんの発生源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置の設置、当該作業に係る粉じんの発生源を湿潤な状態に保つための設備の設置等の措置であつて、当該作業に係る粉じんの発散を防止するために有効なものを講じたときは、この限りでない。

*呼吸用保護具等 則593

*呼吸用保護具の使用 粉じん則27

（騒音障害防止用の保護具）

第115条 会員は、強烈な騒音を発する場所における業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、耳栓その他の保護具を備えなければならない。

- 2 会員は、前項の業務に従事する労働者に耳栓その他の保護具の使用を命じたときは、遅滞なく、当該保護具を使用しなければならない旨を、作業中の労働者が容易に知ることができるよう、見やすい場所に掲示しなければならない。

*騒音障害防止用の保護具 則595

（保護具の数等）

第116条 会員は、前2条に規定する保護具については、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない。

*保護具の数等 則596

（救急用具）

第117条 会員は、負傷者の手当に必要な救急用具及び材料を備え、その備付け場所及び使用方法を労働者に周知させなければならない。

- 2 会員は、前項の救急用具及び材料を常時清潔に保たなければならない。
- 3 会員は、第1項の救急用具及び材料として、少なくとも、次の品目を備えなければならない。
- ① ほう帯材料、ピンセット及び消毒薬
 - ② 高熱物体を取り扱う作業場その他火傷のおそれのある作業場については、火傷薬
 - ③ 重傷者を生ずるおそれのある作業場については、止血帯、副木、担架等

*救急用具 則633

*救急用具の内容 則634

第8章 環境保全及び公害防止

(周辺環境に配慮した事業運営)

第118条 会員は、労働災害の防止及び周辺住民との調和を保った企業発展を行うため、事業運営の中に環境保全及び公害防止の重要性を位置付け、積極的に推進するよう努めるものとする。

(必要な対策)

第119条 会員は、以下の各号に掲げる事項の実施により、環境保全及び公害防止に努めるものとする。

- (1) 表土除去、保全区域、転落石防止施設、濁水防止施設、採掘の範囲、採掘方法その他必要な事項を定め、周辺環境の劣化を来さないよう適切な採掘を行うこと。
- (2) 発破に際しては、通報、飛石防止、発破時刻、粉じん飛散防止、発破騒音、発破振動防止等を適切に実施すること。
- (3) 破碎及び選別については、プラントの設置位置、災害防止措置及び作業時間帯に対する必要な配慮を払う等周辺環境への悪影響を回避すること。
- (4) 排水及び出水については、場内水の排出処理、上流沢水等の処理及び汚濁水処理施設の措置を適切に講ずること。
- (5) 廃土、廃石、脱水ケーキ及び脱水ケーキの処理土（以下「廃土等」という。）のたい積場の崩壊又はたい積物の流出に伴う災害を防止するため、たい積場設置の事前措置、たい積場の設置、脱水ケーキ及び処理土の物性を安定化するための措置等たい積の方法、たい積場の維持管理、脱水ケーキ及び処理土の有効利用について適切な方法により行うこと。
- (6) 原石、製品並びに廃土等の運搬等については、運搬の時間帯、運搬中の措置粉じん発生防止、過積載防止、交通事故防止等について必要な措置を講ずること。
- (7) 採掘終了時の措置として、保全区域の土留工事、露天採掘終了後の残壁の全保持傾斜の順守、人に対する危害防止、緑化及び採掘の跡地の維持管理を適切に行うこと。

*採石技術指導基準書（平成15年版）

第9章 労働災害の報告

(労働災害発生状況報告)

第120条 会員は、事業場において発生した労働災害（労働者が死亡又は4日以上休業したもの）についての報告を、別に定める様式により提出しなければならない。

第10章 実施を確保するための措置

(実施を確保するための措置)

第121条 会員は、この規程の内容について関係労働者に教育しなければならない。

第122条 協会は、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) この規程の内容について、会員に対し講習を行う等その周知に努めること。
- (2) この規程の順守について、会員に対し適切な指導を行うこと。
- (3) 前号による指導にかかわらず、会員がこの規程を守らないときは、警告を発すること。

*労働災害防止規程の規定事項等 労働災害防止団体系37

附則(設定 平成16年9月16日)

この規程は、この規程について厚生労働大臣の認可のあった日から起算して90日を経過した日(平成16年12月16日)から適用する。

附則(変更 平成20年1月4日)

この変更は、この変更について厚生労働大臣の認可のあった日から起算して90日を経過した日(平成20年4月3日)から適用する。